

## 管 理 規 程

### 埼玉県流域下水道事業告示第五号

平成二十二年埼玉県流域下水道事業告示第二号（公文書の写しの交付に要する費用等を定める告示）は、令和三年三月三十一日限り、廃止する。

令和三年三月三十日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭